

全 員 協 議 会 資 料

令和6年11月20日

1. 職員の給与に関する条例等の改正について

(総務部) . . . P 2・3

2. 地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）に係るパブリックコメント
の実施について

(市立病院) . . . P 4・5

・地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案） . . . 別冊

3. 名張市立箕曲小学校における車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決
定について

(教育委員会) . . . P 6

4. 名張市の財政状況と今後の行財政運営について

(なばりの未来創造部・総務部) . . . 後日配布

5. その他（報告）

(1) 令和7年度当初予算の編成方針について

(総務部) . . . 後日配布

(2) 伊賀南部クリーンセンター機器の故障について

(地域環境部) . . . P 7

職員の給与に関する条例等の改正について

1. 人事院勧告に基づく給与改定

(1) 人事院勧告の概要について

ア. 月例給の改定（令和6年4月1日より適用）

民間給与との較差（11,183円〔2.76%〕）を解消するため、俸給表を引き上げます。

イ. 期末勤勉手当の改定（令和6年12月1日より適用）

期末勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げます。なお、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分します。

ウ. 俸給表の改定（令和7年4月1日より適用）

俸給表の構造の見直しにより、行政職給料表3級から7級までの初号近辺の号給を削除し、これらの級の初号の俸給月額を引き上げます。新たな俸給表に移行する際に削除した号給に該当する職員は、同じ級の新しい初号に切り替えます。

エ. 扶養手当の見直し（令和7年4月1日より適用）

時代に合った働き方への取組として、配偶者の働き方に中立な制度となるよう、子を有する職員に対する生計費の補填を充実します。配偶者に係る扶養手当（6,500円）を廃止し、子に係る扶養手当を10,000円から13,000円に引き上げます。なお、経過措置として段階的に実施するため、令和7年度においては配偶者に係る扶養手当は3,000円、子に係る扶養手当は11,500円とします。

オ. 通勤手当の引上げ（令和7年4月1日より適用）

支給限度額を55,000円から150,000円に引き上げます。

カ. 管理職特別勤務手当の支給対象拡大（令和7年4月1日より適用）

平日深夜に係る支給対象時間帯を午後10時から午前5時まで（現行：午前0時から午前5時まで）に見直します。

キ. 再任用職員への手当支給の拡大（令和7年4月1日より適用）

再任用職員に対し、住居手当を新たに支給します。

ク. 地域手当の改定

支給地域等の見直しにより、改定後の三重県内（一部の市を除きます。）の地域手当の支給割合は4%となります。なお、激変緩和措置により、令和7年度における本市の同手当の支給割合は3%となります。

(2) 本市の給与改定の方針

職員の給与改定については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて実施することを基本としていることから、本年度については、(1)のア及びイは、国家公務員の給与改定の実施状況に鑑みて実施し、(1)のウからクまでの内容については、当該勧告の運用方法等の詳細がわかり次第、対応することとします。

【改定後の期末勤勉手当の支給月数の内訳】（下線部が改定箇所です。）

			6 月期	1 2 月期	年間
令和 6 年度	現 行	期末手当	1. 225 月（支給済み）	1. 225 月	2. 45 月
		勤勉手当	1. 025 月（支給済み）	1. 025 月	2. 05 月
		計	2. 250 月（支給済み）	2. 250 月	4. 50 月
	改定後	期末手当	1. 225 月（支給済み）	<u>1. 275 月</u>	<u>2. 50 月</u>
		勤勉手当	1. 025 月（支給済み）	<u>1. 075 月</u>	<u>2. 10 月</u>
		計	2. 250 月（支給済み）	<u>2. 350 月</u>	<u>4. 60 月</u>
令和 7 年度	期末手当 勤勉手当 計		<u>1. 25 月</u>	<u>1. 25 月</u>	<u>2. 50 月</u>
			<u>1. 05 月</u>	<u>1. 05 月</u>	<u>2. 10 月</u>
			<u>2. 30 月</u>	<u>2. 30 月</u>	<u>4. 60 月</u>

- ・再任用職員は、期末勤勉手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げます。
- ・特定任期付職員は、期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げます。

2. 本市独自の給料削減

財政状況を踏まえた給与水準適正化の措置として、本市独自に行政職の給料削減を行っており、令和 7 年度についても本年度と同様に、7 級は 5 %、6 級は 4 %、5 級は 1 %の削減継続で調整を行っています。

3. 特別職期末手当の削減措置

平成 2 7 年 1 2 月から実施している特別職の期末手当については、引き続き 3 0 %の削減を行います。

4. 改正する条例

- ・職員の給与に関する条例
- ・名張市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）に係るパブリックコメントの実施について

1. 中期目標の策定の趣旨

地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に際しては、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）の規定により、設立団体の長である市長は、あらかじめ地方独立行政法人名張市立病院評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て、3年以上5年以下の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定める必要があります。

2. 中期目標の性格

中期目標は、法の規定により、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項等について定め、市長は、法人に指示するとともに、公表しなければならないとされています。

また、中期目標の期間の最終事業年度には、法人は、中期目標の期間における業務の実績について、市長の評価を受ける必要があります。

3. 中期目標の期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日まで（3年6か月）

4. 中期目標の内容

中期目標の内容は、次のとおりです。（具体的な内容は、別添「地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）」をご参照ください。）

（1）市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ア. 地域に必要な二次医療提供体制の確保
- イ. 医療水準の向上
- ウ. 患者サービスの一層の向上

（2）業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ア. 地方独立行政法人の内部統制
- イ. 効率的かつ効果的な業務運営

（3）財務内容の改善に関する事項

- 収支の改善

(4) その他業務運営に関する重要事項

ア. 地域の医療水準向上への貢献

イ. 市及び県の施策への協力

5. 今後の予定

パブリックコメントは令和6年11月22日から12月21日までの期間に実施します。その後、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会及び市内の協議を経て、令和7年2月の全員協議会で結果を報告させていただき、同年3月の定例議会において議案を提出する予定です。

名張市立箕曲小学校における車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

1. 概要

令和6年9月25日午後3時55分頃、名張市立箕曲小学校の体育館裏において同校職員が除草作業を行っていたところ、当該作業で生じた飛び石により、隣接するみのわこども園の送迎用駐車場に停車中の相手方が所有する車両の運転席及び右側後部座席の窓ガラスを破損させる事故が発生しました。

今回、当該事故による修理及び修理期間中の代車に係る費用について、相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

2. 和解の相手方及び損害賠償の額

(1) 和解の相手方



(2) 損害賠償の額 1, 111, 240円

(内訳)

・車両修理費 498, 740円

・代車費用 612, 500円(35日間)

3. その他

損害賠償の支払いについては、全国市長会学校災害賠償補償保険の適用を受け、保険会社から相手方が指定する口座に入金する予定です。

伊賀南部クリーンセンター機器の故障について

1. 故障の経過と対応

令和6年10月29日午後4時頃、伊賀南部クリーンセンターの運転管理業務の受注業者職員が、2基あるうちの1基（1号炉）の砂循環エレベーターの異常を検知し、現場にて機器の故障を確認しました。

伊賀南部環境衛生組合及び当該受注業者により、その故障した機器の復旧を試みましたが、11月13日現在において、1号炉については運転を停止し、ごみ処理が不可能な状態となっています。

引き続き様々な方法により、早期復旧に向けた措置を講じていきますが、相当の日数を要することも考えられます。この場合は、復旧まで2号炉のみでのごみ処理を行うこととなるため、ごみが処理し切れない場合に備え、他の施設への搬出を行う手続を進めています。

市民の皆様には、ご迷惑、ご心配をお掛けすることとなることから、次項の対応について市ホームページ、SNS等で十分周知し、また、復旧に向けて取り組んでまいります。

2. 市民の皆様への対応について

家庭から排出されるごみの収集は通常どおり行う予定ですが、ごみの排出抑制についてお願いするとともに、次のことについて協力いただけるよう呼びかけます。

- (1) 11月17日（日）のごみの受入れを中止すること。
- (2) 収集時間を変更する必要があることから、収集場所へのごみの排出は、各ごみの日の当日の朝8時30分までに行うこと。
- (3) 伊賀南部クリーンセンターへ直接ごみを搬入する場合は、状況に応じて時間制限を行うことがあることから、事前に名張市又は伊賀市のホームページ等で最新の情報を確認すること。
- (4) 温浴施設の運営の継続が困難な状態であることから、11月25日から復旧までの間は、その運営を一時休止すること。